

運賃及び料金の適用方法
(福祉輸送サービスに係るケア運賃)

1. 車種区分は次のとおりとする。

車種区分	自動車の大きさ等
特定 大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員 7 名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)及び内燃機関を有しない自動車を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるものであって乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 25 リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。 身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)のうち乗車定員 7 名以上のもの。
普通車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のものであって乗車定員 6 名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量 2・5 リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で、かつ、乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員 6 名以下のもの。 同条に定める軽自動車(使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。) 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員 6 名以下のもの。

備考	<p>① ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>② 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー(衝撃吸収バンパー等)を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。</p> <p>③ ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は畜圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。</p>
----	---

2. 運賃の適用順位

原則として距離制運賃を適用し、これにより難しい場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 適用対象者

介護輸送サービスに係る運賃及び料金に当たらないケア輸送サービスに適用する。

(2) 距離制運賃

(a) 距離制運賃は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離により算定する。

(b) 距離制運賃はタクシーメーター器の表示額とする。

(c) 時間距離併用運賃は、一定速度（時速 10 km）以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

ただし、高速自動車同道を通行する場合及び事業者の責により生じた減員により、一定速度以下となった運送の場合は適用しない。

(d) 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により行う。

(3) 時間制運賃

(a) 時間制運賃は、旅客の指定する場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定する。

(b) 時間制運賃は、初乗り 1 時間とし、加算運賃は 30 分単位とする。30 分未満の端数が生じた場合は 30 分単位に切り上げるものとする。

(c) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭等にかかる運送等で距離制運賃により難い運送であって、時間制運賃によることを営業所等において特約した場合に適用する。

(d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。

(e) 時間制運賃による場合は、運賃の割増及び料金は適用しない。

(4) 待料金

(a) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。

(b) 待料金は、タクシーメーター器により算定し、時間距離併用制運賃に併算する。

(5) 迎車回送料金

(a) 迎車回送料金は、距離制運賃（時間距離併用運賃を含む。）を適用する場合であって、電話申込みによって、旅客の指定する乗車地まで車両を回送した場合に適用する。

(b) 迎車回送料金の収受は、タクシーメーター器又は迎車回送料金表示器により旅客に見易く表示し、その表示額による。

4. 運賃等の割引

① 身体障害者割引は、次による。

- (ア) 身体障害者割引は、距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)、時間制運賃及び待料金を適用する。
- (イ) 身体障害者及び知的障害者の割引は身体障害者福祉法(昭和 24 年 12 月 26 日付け法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳、又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生事務次官通知)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けているもので、当該手帳を提示したときに適用する。
- (ウ) 割引の対象区間は、身体障害者又は知的障害者が乗車した区間または時間に適用する。
- (エ) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に 0・9 を乗じ、10 円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (オ) 身体障害者割引及び知的障害者割引は、重複して適用しない。

② 遠距離割引は、次による。

- (ア) 遠距離割引は、距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)、待料金を適用され、時間制運賃には適用されないものとする。
- (イ) 距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額が、9000 円を超えた場合に適用する。
- (ウ) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、0,9 を乗じ、10 円未満の端数を切り捨てた額とする。

5. 運賃等の割増

- (1) 深夜早朝割増は、午後 10 時以降午前 5 時までの間における運送及び待料金を適用する。
- (2) 冬季割増は、運賃料金表に掲げる期間その地域を走行する自動車に限り適用する。
- (3) 運賃等の割増は、距離短縮方式とする
- (4) 2 以上の割増条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し・割増の重複は出来ないものとする。

6. 実費の負担

- (1) 旅客の要求により有料道路、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他に適当な方法がないためにやむを得ず有料道路等を利用して往路または復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

7. 適用する営業区域

長野県とする。